3/28 東新

## 小学校道徳・高校　教科書検定

# 安保法制 政府見解色濃く

来春から使用される小学校の道徳と高校の教科書の検定結果が二十四日、公表された。高校教科書では、国論を二分した安全保障関連法制や領土問題などの政治課題のほか、十八歳選挙権も記述された。道徳では子どもたちになじみ深いスポーツ選手も取り上げられた。

世論の多数の反対を押し切って一昨年９月、強行成立した安全保障関連法。国会前は連日、大勢のデモ参加者で埋まった。集団的自衛権の行使に道を開き、戦後日本の重大な分岐点となった出来事を、高校教科書はどう書こうとし、文部科学省はどんな注文を付けたのか。　（宇佐見昭彦）

### 新三要件書き足す

違憲とされてきた集団的自衛権行使を一転、可能とした安保法制の記述に、文科省は神経をとがらせた。

清水書院の「政治・経済」は、日本が直接攻撃されなくても存立危機事態には「武力行使をおこなうこと（集団的自衛権の行使）が可能となった」と記述。事実その通りだが、検定意見では「生徒にとって理解しがたい」とされ、武力行使に必要な新三要件（安倍内閣の統一見解）を書き足すなどして合格となった。

新三要件を書き込むよう求めた同様のケースは山川出版社、実教出版など他社の教科書でも相次いだ。

文科省は「集団的自衛権の限定的な行使であり、どう限定されたかを書かないと理解できない。政府見解というより、そういう法制度だ」と説明する。

清水書院は「一つの政府の見解を本文中に入れるのは、文章も長くなり難しいので、注記で新三要件を補足説明した。（武力行使についての）過去の内閣の見解も示しており、（憲法解釈が）変わってきていることも分かるので、生徒が考える資料としてはこれでもいいのでは」と話す。

具体的にどんな事態が新三要件に当たるかは、政府の「総合的判断」により、拡大解釈の危険がある。また、同盟国（米軍）との連携が強まるほど、日本がテロの標的になる恐れも強まる。だが、こうした問題に言及した教科書は見当たらなかった。

安全保障関連法や集団的自衛権について記述された教科書

### 消えたアメリカ

「本土防衛とは直接かかわらない、遠い国や地域で同盟国がおこした戦争に自衛隊が参加して犠牲者が出る危険性はある。同盟国であるアメリカの過大な要求に対して、政府がきちんと『Ｎｏ』といえるようにしなければいけないね」

先生と生徒のＱ＆Ａ形式で集団的自衛権を説明した実教出版の「政治・経済」の一節だ。ここにも「生徒が誤解する恐れがある」との検定意見が付いた。

同社は「存立危機事態は、日本から遠くはなれた国や地域でもおこりうるので、海外での戦闘に自衛隊が参加して、犠牲者が出る危険性も指摘されている。同盟国の過大な要求に対して、政府がきちんと…」と修正。原文にあった「アメリカ」は姿を消し、「同盟国がおこした戦争」は「海外での戦闘」に変わった。

## 拡大解釈の危険など言及なし

文科省は「原文に『本土防衛とは直接かかわらない』とあったが、かかわるから集団的自衛権行使が許容される。『アメリカ』という記述について指摘したわけではない」とする。一方、同社は「（検定を担当する）調査官との調整の中でこういう表現になった」とだけ話す。

同様に米国が消えた例は清水書院の「政治・経済」。集団的自衛権の説明で「たとえば、米軍が日本の領域外で攻撃をうけた際、自衛隊が米軍とともに応戦する場合」と例示したが、検定意見で「生徒が誤解する恐れがある」とされた。

修正後は「たとえば、自国と密接な関係にあるＡ国が自国の領域外で攻撃をうけた際、自国軍がＡ国軍とともに応戦する場合」。具体例としてイメージしやすい「米軍」「自衛隊」が消え、かえって分かりにくい表現となった。

文科省は「何ら限定を付けずに『米軍が』と書くことは誤解を招く。『米軍』の前に言葉を補えば検定を通った可能性はある」と説明する。だが、同社は「具体的な国名は出ない方が適切だという趣旨で（文科省の意見を）聞いた」と話す。

### デモ写真で伝える

大きなうねりを見せた学生や市民らの抗議デモはどう書かれたか。国会前デモの写真を載せたのは、今回検定を受けた日本史、政治・経済、現代社会の計十六冊のうち七冊。安保法制について記載したページではなく、世論とメディア、市民の政治参加との関連で掲載したケースが目立った。

東京書籍は、国会の憲法審査会で与党推薦を含む参考人の憲法学者三氏が全員「違憲」としたことを報じる新聞記事を掲載。「限られた紙面の中で一面的にならないようにした」と話す。

### 「米国の戦争」薄める狙い

市民や研究者らでつくる「子どもと教科書全国ネット21」の俵義文事務局長の話　集団的自衛権行使は限定的だとして「新三要件」を書かせるのは、米国の戦争に巻き込まれたり加担したりする危険な本質を薄めたいからではないか。法制度をきちんと書けというなら、憲法学者の９割が違憲と言ったことも書くべきだが、そういう検定意見は付けない。米国や米軍という記述を消せとは求めていないといっても、今の検定制度では文科省が絶対的な力を持ち、教科書会社は不合格を避けるために短期間で修正しなければならない。（文科省の意図を）忖度（そんたく）するなという方が酷だろう。

### Ｑ　新三要件

２０１４年７月１日の閣議決定で、集団的自衛権の行使は違憲としてきた従来の憲法解釈を変更。①わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生、わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある（存立危機事態）②これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない③必要最小限の実力行使―を満たせば行使できるとした。